

議 第 1 8 号 議 案

学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書の提出について

学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和元年12月12日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書

東日本大災害や熊本地震、西日本豪雨災害など大規模災害などの避難所となっている学校体育館へのエアコン設置の要望が高まり、埼玉県内でも計画的な整備に着手しようとする自治体が増えている。

この事業を進めるうえで、緊急防災・減災事業債は、①地方債の充当率100%、②交付税措置＝元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入、という地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっている。

しかしながら、この事業債は、2020年（令和2年）度に終了予定となっており、事業計画策定のうえで大きな不安材料となっている。富士見市においても、学校体育館へのエアコン設置はこれからであり、事業債の対象期間の継続が切に求められているところである。

よって、富士見市議会は、政府に対し、地方公共団体にとって喫緊の課題である防災・減災対策に引き続き取り組めるように、「東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度(令和2年度)まで」とされている緊急防災・減災事業債の対象事業年度を2020年度以降も継続するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
復興大臣	田中徳様
内閣府特命担当大臣（防災）	武田良太様